

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

ケアコールセンターめぐみ 重要事項説明書

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 恵の会
代表者氏名	代表取締役 井上 哲広
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大分県大分市大字下判田 205-8 事務局 TEL097-551-2009 fax097-551-2024
法人設立年月日	平成 18 年 1 月 17 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアコールセンターめぐみ
介護保険指定 事業所番号	4490200260
事業所所在地	大分県別府市中島町2番4号
連絡先 相談担当者名	0977-76-5522 渡邊 茂喜
事業所の通常の 事業の実施地域	別府市内30分圏域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、適正な定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。
運営の方針	(1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間

(5) 事業所の職員体制とサービス内容

管理者		渡邊 茂喜
職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤・兼務 1名
オペレーター	あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又は、その家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受け適切な対応を取ります。	常勤・兼務 1名 常勤以外 7名
計画作成責任者	ケアプランをもとに、ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を把握し、訪問看護事業所と居宅介護支援事業所と連携を図り利用者の計画書の作成を行います。また、サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ります。	常勤・兼務 2名
定期巡回訪問 介護員	利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。	常勤・兼務 2名 常勤以外・兼務 13名
随時対応型訪問 介護員	利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口を利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は、通報等を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。	常勤・兼務 2名 常勤以外・兼務 13名
訪問看護職員	看護師等が医師の指示に基づき、利用者宅を訪問してサービス提供(連携先の訪問看護事業所)を行います。次の項目について必要な協力をを行い連携します。 ① 看護職員による利用者のアセスメント及びモニタリング ② 随時対応サービスの提供にあたって、看護職員による対応が必要と判断された場合の連携体制の確保 ③ 介護・医療連携推進会議への参加 ④ その他必要な指導及び助言	連携先の訪問看護ステーションの配置基準以上の数

3 介護報酬に係る利用者負担金

(1) 提供するサービスの内容について

(a) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型以外）

・訪問看護サービスを行わない場合

要介護度	1ヶ月の利用者負担金（負担割合 1割の場合）
要介護1	5,446円
要介護2	9,720円
要介護3	16,140円
要介護4	20,417円
要介護5	24,692円
定期巡回通所利用減算1	△62～△281円/回
定期巡回同一建物減算	△600円
定期巡回緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315円
定期巡回初期加算	30円/日（最大30日）
定期巡回総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円
処遇改善加算（Ⅱ）	所定金額の224/1000

（※負担割合証記載の負担割合に応じます）

・訪問看護サービスを行う場合

要介護度	1ヶ月の利用者負担金（負担割合 1割の場合）
要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円
定期巡回通所利用減算2	△91～△322円/回
定期巡回同一建物減算	△600円
定期巡回緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315円
特別管理加算Ⅰ	500円
特別管理加算Ⅱ	250円
定期巡回初期加算	30円/日（最大30日）
定期巡回総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円
処遇改善加算（Ⅱ）	所定金額の224/1000

（※負担割合証記載の負担割合に応じます）

(b) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	1ヶ月の利用者負担金（負担割合 1割の場合）
要介護1	5,446円
要介護2	9,720円
要介護3	16,140円
要介護4	20,417円
要介護5	24,692円
定期巡回通所利用減算2	△91～△322円/回
定期巡回同一建物減算	△600円

定期巡回緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	315円
定期巡回特別管理加算（Ⅰ）	500円
定期巡回特別管理加算（Ⅱ）	250円
定期巡回初期加算	30円/日（最大30日）
定期巡回総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）	800円
処遇改善加算（Ⅱ）	所定金額の224/1000

（※負担割合証記載の負担割合に応じます）

- ※ 通所サービスを利用された日は減額となります。（介護度により金額は変わります）
- ※ 事業所と同一建物に居住する利用者は1月につき668円減額されます。
- ※ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所に認められる加算です。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする以下の利用者に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画書的な管理を行う事業所に認められる加算です。

特別管理加算（Ⅰ）を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算（Ⅱ）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

- ※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）は、個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直し、地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

【減算・日割】

月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

【ケアコール端末機】

- 一 ケアコール機は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）及び電気代は、利用者負担となります。
- 二 ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。（端末機費用：50,000円）

【その他】

- 一 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を

提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 二 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、実施地域を越えた地点から片道1km以下は30円とする。以降、1kmごとに30円ずつ加算するものとする。
- 三 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。
- 四 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の費用額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 五 利用料等の変更があった場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。
- 六 訪問の際、利用者宅で使用する光熱費等の費用はご利用者の負担とします。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p style="padding-left: 20px;">(ア) 事業者指定口座への振り込み</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 利用者宅の鍵の取り扱いについて

- 一 原則として、当事業所が利用者宅のカギを預かることは致しませんが、必要性に応じ、合鍵を預かる必要がある場合には、次の通り厳重に管理を行うとともに、合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について記載した文書を交付します。
- 二 従業者が合鍵を紛失した場合は、直ちにご本人さま、またはご家族に報告し、警察への届け出及び鍵の交換等必要な措置を講じます。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、「定期サービス」とする）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する定期サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
-------	--------------

保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	基本契約：対人・対物、管理財物、人格権侵害、経済的損害等

9 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 心身の状況の把握

定期サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 サービス提供の記録

- (1) 定期サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 定期サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ケアコールセンターめぐみ 苦情相談窓口 管理者 渡邊 茂喜	所在地 別府市中島町2番4号 電話番号 0977-76-5522 ファックス番号 0977-76-5525 メール MGM_te_keakorui@solasto.co.jp 受付時間 8:00～17:00 (FAX・メールは常時受付)
【市町村（保険者）の窓口】 別府市 高齢者福祉課	所在地 別府市上野口町1-15 電話番号 0977-21-1463 ファックス番号 0977-22-2366 受付時間 8:30～17:00 (土日祝休み)
【公的団体の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 大分県大分市大手町2丁目3-12 電話番号 097-534-8475 ファックス番号 097-535-7031 受付時間 9:00～17:00 (土日祝休み)

- 14 事業所は人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じる。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整え、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境づくりに勤めるほか、自ら必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- 15 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、連帯保証人記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
 - 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
 - 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者負担金等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
 - 5 連帯保証人は、利用者の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を利用者に代って行うものとする。
 - 6 事業者は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、利用者に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができます。この場合、利用者は、直ちに事業者の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任しなければなりません。

平成 29 年 6 月 1 日	一部変更	2(5)事業所の職員体制とサービス内容	人員数変更有
平成 29 年 10 月 1 日	一部変更	2(1)事業所の所在地等	連絡先 管理者名変更
		2(5)事業所の職員体制とサービス内容	管理者および人員数変更有
		13(2)苦情申立の窓口	苦情相談窓口 管理者名変更
平成 29 年 11 月 15 日	一部変更	2(5)事業所の職員体制とサービス内容	人員数変更有
平成 30 年 1 月 1 日	一部変更	2(5)事業所の職員体制とサービス内容	人員数変更有
平成 30 年 4 月 1 日	一部変更	3(1)提供するサービスの内容について	料金変更
平成 30 年 4 月 10 日	一部変更	1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について	代表者氏名変更
平成 31 年 1 月 25 日	一部変更	2(1)事業所の所在地	
		2(5)事業所の職員体制	
		13 苦情申立の窓口	事業者の窓口 所在地
令和 2 年 4 月 1 日	一部変更	15 連帯保証人	
令和 3 年 4 月 1 日	一部変更	2(1)事業所の所在地等	連絡先 管理者名変更
		2(5)事業所の職員体制とサービス内容	管理者名変更
		3(1)提供するサービスの内容について	料金変更

	13(2)苦情申立の窓口 苦情相談窓口 管理者名変更
令和4年4月1日一部変更	2(1)事業所の所在地等 連絡先 管理者名変更
	2(5)事業所の職員体制とサービス内容 管理者名変更
	13(2)苦情申立の窓口 苦情相談窓口 管理者名変更
令和4年6月1日一部変更	1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について 代表者氏名変更
	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和4年9月1日一部変更	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和4年10月1日一部変更	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和5年4月28日一部変更	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和6年4月1日一部変更	1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について 代表者氏名変更
	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和6年6月1日一部変更	3 介護報酬に係る利用者負担金 提供するサービスの内容について変更
令和6年11月1日一部変更	1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について 代表者氏名変更

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	大分県大分市下判田 205-8
	法人名	有限会社 恵の会
	代表者名	代表取締役 井上 哲広 印
	事業所名	ケアコールセンターめぐみ
	説明者氏名	印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印
極度額		500,000 円

【 訪 問 看 護 】
訪問看護ステーションめぐみ 重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 恵の会
代表者氏名	代表取締役 井上 哲広
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大分県大分市大字下判田 205 番地 8 事務局 TEL 097-551-2009 FAX 097-551-2024
法人設立年月日	平成 18 年 1 月 17 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(4) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションめぐみ
介護保険指定 事業所番号	4460290341
事業所所在地	大分県別府市中島町 2 番 4 号
連絡先 相談担当者名	0977-76-5522 近藤 千絵
事業所の通常の 事業の実施地域	別府市

(5) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	高齢者が要介護者となった場合においても、その心身の特性を踏まえて療養生活を支援することにより、利用者の生活機能及び心身機能の維持又は向上を図り、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供を目指します。

(6) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 及び 祝日
営業時間	8:30～17:30

(7) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日 及び 祝日
サービス提供時間	営業時間外については、相談に応じる。オンコール 24 時間対応可能。

(8) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 近藤 千絵
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 3名以上
看護職員 (看護師・准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常勤 3名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(2) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

	1 病状・障害の観察 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 3 療養上の世話 4 褥創の予防・処置 5 認知症患者の看護 6 療養生活や介護方法の指導 7 カテーテル等の管理 8 その他医師の指示による医療処置
--	--

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
昼間（8時～18時）					
20分未満	看護師による場合	3,140円	314円	628円	942円
	准看護師による場合	2,830円	283円	566円	849円
30分未満	看護師による場合	4,710円	471円	942円	1,413円
	准看護師による場合	4,240円	424円	848円	1,272円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	准看護師による場合	7,410円	741円	1,482円	2,223円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	准看護師による場合	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）					
20分未満	看護師による場合	3,930円	393円	786円	1,179円
	准看護師による場合	3,540円	354円	708円	1,062円
30分未満	看護師による場合	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	准看護師による場合	5,300円	530円	1,060円	1,590円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	10,290円	1,029円	2,058円	3,087円
	准看護師による場合	9,260円	926円	1,852円	2,778円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	14,100円	1,410円	2,820円	4,230円
	准看護師による場合	12,690円	1,269円	2,538円	3,807円
深夜（22時～6時）					
20分未満	看護師による場合	4,710円	471円	942円	1,413円
	准看護師による場合	4,250円	425円	850円	1,275円
30分未満	看護師による場合	7,070円	707円	1,414円	2,121円
	准看護師による場合	6,360円	636円	1,272円	1,908円
30分以上 1時間未満	看護師による場合	12,350円	1,235円	2,470円	3,705円
	准看護師による場合	11,120円	1,112円	2,224円	3,336円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	16,920円	1,692円	3,384円	5,076円
	准看護師による場合	15,230円	1,523円	3,046円	4,569円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加 算	利用料	利用者負担額			算 定 回 数 等
		1 割	2 割	3 割	
緊急時訪問看護加算Ⅱ	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1月に1回
初 回 加 算 Ⅱ	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

(1) 通常の事業の実施地域以外の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、実施地域を越えた地点から片道1km以下は30円とする。以降、1kmごとに30円ずつ加算するものとする。

(2) 死後の処置について

死後の処置が必要となる場合、20,000円を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

③ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	イ 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ウ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
④ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

	(ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から1月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 近藤 千絵
-------------	-----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>③ 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>④ 個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	基本契約：対人・対物、管理財物、人格権侵害、経済的損害等

11 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 連帯保証人

連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、連帯保証人記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、サービス利用料金の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 連帯保証人は、利用者の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応し、本契約の解除等についての判断を利用者に代って行うものとします。

6 事業者は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めるときは、利用者に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができます。この場合、利用者は、直ちに事業者の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任しなければなりません。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(3) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(4) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションめぐみ 苦情相談窓口 管理者 近藤 千絵	所在地 大分県別府市中島町2番4号 電話番号 0977-76-5522 ファックス番号 0977-76-5525 受付時間 8:30~17:30 (FAXは常時受付)
【市町村(保険者)の窓口】 別府市役所 いきいき健幸部 介護保険課	所在地 大分県別府市上野口町1番15号 電話番号 0977-21-1463 ファックス番号 0977-22-2366 受付時間 8:30~17:00(土日祝休み)
【公的団体の窓口】 大分県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 大分県大分市大手町2丁目3-12 電話番号 097-534-8475 ファックス番号 097-535-7031 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み)

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

事業者	所在地	大分県大分市大字下判田205番地8	
	法人名	有限会社 恵の会	
	代表者名	代表取締役 井上 哲広	印
	事業所名	訪問看護ステーションめぐみ	
	説明者氏名		印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印
極度額	500,000円	